次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務手数料表

一般財団法人　なら建築住宅センター

令和1年10月1日

（注）対象住宅は、所有者が自ら居住する住宅（貸家を除く）で一定の性能を有する住宅が対象
　　一定の性能を有する住宅は下記の性能基準のいずれかに適合するもの

（単位：円　税込）

性能基準	手数料
断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上	（一戸建て住宅） 36,000 （共同住宅等） 36,000/戸
劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上（※1）	（一戸建て住宅） 36,000 （共同住宅等） 46,000/戸
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免振建築物	（一戸建て住宅） 41,000 （共同住宅等） ※2
高齢者等配慮対策等級3以上	（一戸建て住宅） 36,000 （共同住宅等） 36,000/戸

※1　劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上の場合、共同住宅及び長屋については、一定の更新対策（躯体天井高2.5m以上確保及び間取り変更の障害となる壁または柱が無い）が必要。

※2　設計住宅性能評価（共同住宅）手数料と同額とする。
※3　変更次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼をする場合は上記手数料表の2分の1の額とする。
※4　証明書の再発行は一枚につき5000円とする。